

第78回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年6月28日（火曜日）午前10時00分
受付開始：午前9時00分

開催場所

三重県名張市南町822番地の2
名張産業振興センター 1階多目的ホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

議 案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

株主総会にご出席されない場合

書面（郵送）またはインターネットにより議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2022年6月27日（月曜日）午後5時20分まで

目 次

第78回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類.....	6
（添付書類）	
事業報告.....	16
計算書類.....	31
監査報告.....	33

証券コード 6325
2022年6月10日

株 主 各 位

三重県名張市夏見2828番地

株式会社 **ワカキ**

代表取締役社長 松 本 充 生

第78回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第78回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面（郵送）またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月27日（月曜日）午後5時20分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2022年6月28日（火曜日）午前10時00分（受付開始：午前9時00分）
（開始時刻が前回と異なりますので、お間違いのないようご注意ください。） |
| 2. 場 所 | 三重県名張市南町822番地の2
名張産業振興センター 1階多目的ホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | 第78期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役2名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令および当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。

- ① 事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」
- ② 事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」
- ④ 計算書類の「個別注記表」

なお、上記①および②は、監査報告の作成に際して、監査等委員会が監査をした事業報告に含まれております。また、③および④は、監査報告の作成に際して、会計監査人および監査等委員会が監査をした計算書類に含まれております。

◎株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

◎事業報告、計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

《当社ウェブサイト》 <http://www.takakita-net.co.jp/>

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

新型コロナウイルス感染症の予防および感染拡大防止のため、株主の皆様の安全を第一に考え、下記の方針に基づいて株主総会を開催いたします。何卒ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

1. ご来場なさらずとも議決権を行使いただけるよう、書面（郵送）またはインターネットによる事前行使をご推奨申し上げます。
2. 本株主総会当日の様子および事業報告の概要については、近日中に当社ウェブサイトにおいて動画配信を予定しております。
3. 株主の皆様の座席間隔を広く確保するため、十分な座席が確保できない可能性がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
4. ご来場の際はマスクをご着用のうえ、会場備え付けの手指消毒液をご利用ください。
5. 当日は株主の皆様の体温を計測させていただき、37.5℃以上の発熱が確認された場合、あるいは体調不良を感じられた場合のご入場をお断りすることがございますので、ご理解のほどお願い申し上げます。
6. 株主総会出席の当社役員および運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
7. 当社役員については、感染拡大リスクの低減および会社の事業継続という観点から、当日の健康状態に関わらず、一部の役員のみのお出席やオンラインによる出席とさせていただく可能性があります。
8. 感染拡大リスク低減のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます。）および議案の詳細な説明は省略させていただきます。本招集通知書の添付書類に報告事項や議案の詳細説明を記載しておりますので、株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しくださいますようお願い申し上げます。
9. 今後の状況に応じて株主総会の開催に重要な変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.takakita-net.co.jp/>）にてご案内申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月27日（月曜日）
午後5時20分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月27日（月曜日）
午後5時20分到着分まで



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月28日（火曜日）
午前10時00分

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

（切取線）

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

同封
見本

○○○○○○○

こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

第1・2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3・4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

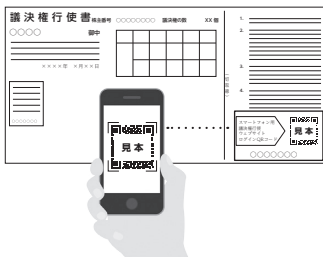
- ・書面による議決権行使における各議案に賛否の記載のない場合の取扱いについては、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

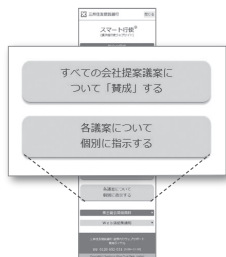
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

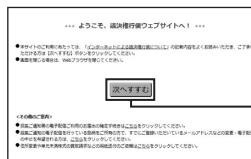
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

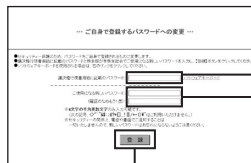
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要な課題のひとつと位置づけており、経営基盤の強化を図り株主資本の充実に努めることにより、将来にわたり継続的、安定的に適正レベルの配当を実施することを基本方針としております。

つきましては、当事業年度の業績および今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり当事業年度の期末配当およびその他の剰余金の処分をいたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当事業年度の期末配当について、1株につき5円とさせていただきたいと存じます。
これにより、中間配当5円を加えた年間の配当金は、1株につき10円となります。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき金 5円 配当総額 57,468,915円
剰余金の配当が効力を生じる日	2022年6月29日

2. その他の剰余金の処分にに関する事項

内部留保につきましては、将来の事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、下記のとおりといたしたいと存じます。

減少する剰余金の項目とその額	繰越利益剰余金 300,000,000円
増加する剰余金の項目とその額	別途積立金 300,000,000円

第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第17条（電子提供措置）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第17条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所）

現行定款
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u>
第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

変更案
（削 除）

現行定款
(新 設)
(新 設)
(新 設)

変更案
<u>(電子提供措置等)</u> 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。 <u>(附則)</u> <u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u> 第1条 定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第17条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。 3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案

取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏 名	当社における地位	
1	まつもと 充生 松本 充生	代表取締役社長	再任
2	おき 篤義 沖 篤義	専務取締役 管理本部担当	再任
3	ますみつ 亮 益満 亮	取締役常務執行役員 製造開発本部長	再任
4	なしはら ひろかつ 梨原 弘勝	取締役執行役員 軸受部・品質保証室担当 兼 経営企画室長	再任
5	ふじさわ たつや 藤澤 龍也	取締役執行役員 海外営業本部担当 兼 営業本部長 兼 本州営業部長	再任

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者
番号

1



再任

まつもと みつお
松本 充生 (1956年1月6日生)

所有する当社の株式数… 63,000株
在任年数…………… 17年
取締役会出席状況…………… 16/16回

略歴、当社における地位および担当

1978年4月	当社入社	2008年6月	当社常務取締役農機事業部 担当兼営業部長
2004年10月	当社営業部長	2010年4月	当社常務取締役農機事業部 担当
2005年6月	当社取締役貿易部担当兼 営業部長	2011年4月	当社代表取締役社長(現任)
2007年6月	当社取締役技術部、貿易部 担当兼営業部長		

取締役候補者とした理由

松本充生氏は、代表取締役社長として経営の指揮を執り、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など、当社の持続的な企業価値の向上を図る役割を務めており、今後においても更なる貢献が期待できるため、当社の取締役候補者いたしました。

候補者
番号

2



再任

おき あつよし
沖 篤義 (1955年2月15日生)

所有する当社の株式数… 46,000株
在任年数…………… 16年
取締役会出席状況…………… 16/16回

略歴、当社における地位および担当

1977年4月	当社入社	2017年6月	当社取締役専務執行役員管 理本部長
2004年10月	当社総務部長	2021年4月	当社専務取締役管理本部担 当(現任)
2006年6月	当社取締役総務部長		
2014年6月	当社取締役執行役員管理本 部長		
2015年6月	当社取締役常務執行役員管 理本部長		

取締役候補者とした理由

沖 篤義氏は、当社の経理・財務および人事総務の管理部門で豊富な経験と幅広い知見を有しており、今後においても更なる貢献が期待できるため、当社の取締役候補者いたしました。

候補者
番号

3



再任

ます みつ
益満りょう
亮 (1958年6月12日生)

所有する当社の株式数… 39,000株
 在任年数…………… 11年
 取締役会出席状況…………… 16/16回

略歴、当社における地位および担当

1981年4月	当社入社	2016年10月	山東五征高北農牧機械有限公司董事
2009年7月	当社製造部長	2017年6月	当社取締役常務執行役員製造本部長
2011年6月	当社取締役製造部長	2018年4月	当社取締役常務執行役員製造開発本部長(現任)
2013年7月	当社取締役製造本部長兼本社工場製造部長	2021年1月	山東五征高北農牧機械有限公司副董事長(現任)
2014年6月	当社取締役執行役員製造本部長兼本社工場長		

重要な兼職の状況

山東五征高北農牧機械有限公司 副董事長

取締役候補者とした理由

益満 亮氏は、当社の製造部門で豊富な経験と幅広い知見を有しており、今後においても更なる貢献が期待できるため、当社の取締役候補者いたしました。

候補者
番号

4



再任

なし はら
梨原ひろ かつ
弘勝 (1963年6月22日生)

所有する当社の株式数… 1,600株
 在任年数…………… 2年
 取締役会出席状況…………… 16/16回

略歴、当社における地位および担当

1986年4月	株式会社南都銀行入行	2019年6月	当社執行役員内部監査室長兼品質保証室長兼経営企画室長代理
2017年3月	同行プライベートバンキング部長	2019年10月	当社執行役員品質保証室長兼経営企画室長代理
2018年4月	南都リース株式会社取締役統括部長	2020年6月	当社取締役執行役員軸受部・品質保証室担当兼経営企画室長(現任)
2018年10月	当社へ出向、当社経営企画室長代理		

取締役候補者とした理由

梨原弘勝氏は、長年従事した金融機関で培った財務および会計に関する知見と当社における経営企画部門等における幅広い経験を有しており、今後においても更なる貢献が期待できるため、当社の取締役候補者いたしました。

候補者
番号

5

ふじ さわ たつ や
藤澤 龍也 (1971年8月12日生)

所有する当社の株式数… 16,400株
在任年数…………… 1年
取締役会出席状況…………… 12/12回



略歴、当社における地位および担当

1994年4月	当社入社	2021年6月	当社取締役執行役員海外営業本部担当兼営業本部長兼本州営業部長(現任)
2019年4月	当社営業本部本州営業部長		
2019年6月	当社執行役員営業本部長兼本州営業部長		

取締役候補者とした理由

藤澤龍也氏は、当社の営業部門で豊富な経験と幅広い知見を有しており、今後においても更なる貢献が期待できるため、当社の取締役候補者いたしました。

再任

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、各取締役候補者が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結しております。本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には、各取締役候補者は当該保険契約の被保険者となります。その契約の内容の概要は、事業報告「3. 会社役員に関する事項 (3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。なお、当社は、当該保険契約を2022年7月に更新する予定です。

第4号議案

監査等委員である取締役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役服部永次氏が任期満了となり、また高階貞男氏が辞任されますので、監査等委員である取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員である取締役候補者向井太志氏は、監査等委員である取締役高階貞男氏の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は、当社定款の定めにより高階貞男氏の任期が満了する2023年6月開催予定の第79回定時株主総会終結の時までとなります。

本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

候補者
番号

1

は っ と り え い じ
服 部 永 次 (1943年10月17日生)

所有する当社の株式数… 一株
在任年数…………… 2年
取締役会出席状況…………… 16/16回



再 任

社 外

独 立

略歴、当社における地位および担当

1966年4月	株式会社南都銀行入行	2005年12月	はっとり社会保険労務士事務所(現任)
1998年6月	同行取締役	2009年6月	奈良県社会保険労務士会会長(現任)
2002年6月	南都スタッフサービス株式会社取締役社長	2015年6月	全国社会保険労務士会連合会常任理事(現任)
2005年6月	同社取締役会長	2020年6月	当社社外取締役[監査等委員](現任)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

服部永次氏は、長年従事した金融機関で培った財務および会計に関する知見と社会保険労務士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、その長年の経験と見識から、当社の経営に対する様々な助言および意見を頂いております。これらのことから引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

選任後は社外取締役として、社会保険労務士等の長年の経験や見識を活かし、経営陣から独立した客観的な立場と、特に労務管理について専門的な観点から業務執行やガバナンス体制に対する監査・監督、ならびに当社の経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資することを期待しております。

候補者
番号

2

※

む か い た い し
向井 太志

(1970年1月1日生)

所有する当社の株式数…

一株



新 任

社 外

独 立

略歴、当社における地位および担当

1999年4月 弁護士登録(大阪弁護士会)
2018年1月 高階 & パートナース法律事
務所パートナー弁護士(現任)

社外取締役候補者としての理由および期待される役割の概要

向井太志氏は、弁護士として企業法務に精通し専門的な知識と豊富な経験を有しております。選任後は、社外取締役として弁護士の長年の経験や見識を活かし、経営陣から独立した客観的な立場と、特に法務についての専門的な観点で、当社の経営の意思決定に対する適法性およびガバナンス体制の監査・監督ならびに透明性の向上に資すると判断したため、当社の監査等委員である社外取締役候補者となりました。なお、同氏は会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- (注) 1. ※印は、新任の候補者であります。
2. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 服部永次氏および向井太志氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、服部永次氏を株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、向井太志氏につきましても、両取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
5. 当社は、服部永次氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限定額は、法令が定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、向井太志氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、各監査等委員である取締役候補者が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、監査等委員である取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D & O保険)契約を保険会社との間で締結しております。本議案が原案どおり承認され、監査等委員である取締役に就任した場合には、各監査等委員である取締役候補者は当該保険契約の被保険者となります。その契約の内容の概要は、事業報告「3. 会社役員に関する事項 (3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。なお、当社は、当該保険契約を2022年7月に更新する予定です。

【ご参考：株主総会後の取締役会のスキルマトリックス】

第3号議案および第4号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会のスキルマトリックスは、以下のとおりとなります。

氏 名	地 位	取締役が有する知識・経験・能力						
		全般経営	開発・製造	マーケティング・営業	財務・会計	人事・労務	リスク マネジメント・ 内部統制	法務・ ガバナンス
松本 充生	代表取締役社長	○	○	○				○
沖 篤義	専務取締役	○			○	○	○	○
益満 亮	取締役 常務執行役員	○	○					
梨原 弘勝	取締役 執行役員	○						○
藤澤 龍也	取締役 執行役員	○		○				
松村 篤樹	取締役 (常勤監査等委員)						○	○
沖 恒弘	社外取締役 (監査等委員) 独立役員				○		○	
服部 永次	社外取締役 (監査等委員) 独立役員	○				○		○
向井 太志	社外取締役 (監査等委員) 独立役員						○	○

以 上

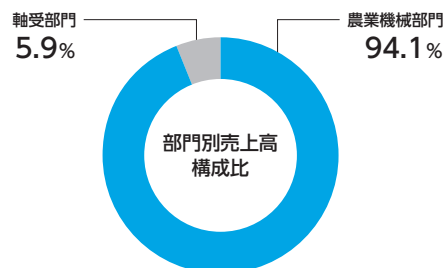
(添付書類)

事業報告

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

	第78期 (2021年度)	前事業年度比
売上高	70億26百万円	8.0%増
営業利益	5 億29百万円	32.5%増
経常利益	5 億93百万円	30.3%増
当期純利益	4 億00百万円	24.0%増



(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にある中、各種政策の効果や海外経済の改善もあり持ち直しの動きがみられたものの、感染症に加えウクライナ情勢による先行きの不透明感による原材料価格の高騰や資材の調達面での制約、金融資本市場の変動等の影響により、引き続き下振れリスクに十分留意が必要となっておりました。

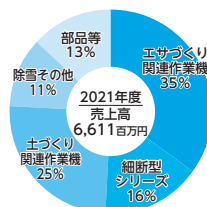
このような情勢のもと、農業機械事業におきましては、エサづくり関連作業機の伸張や、主力製品のシリーズ化、新製品投入効果等により、増収となりました。軸受部門におきましては、受注減少により、減収となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は70億26百万円と前事業年度に比べ8.0%の増収となり、利益面におきましては、人件費の増加や資材高騰の影響を受けましたものの、売上高の増加に加え、原価低減活動・経費削減等の効果により、営業利益は5億29百万円と前事業年度に比べ32.5%の増益、経常利益は5億93百万円と前事業年度に比べ30.3%の増益、そして当期純利益は4億円と前事業年度に比べ24.0%の増益となりました。

部門別の状況

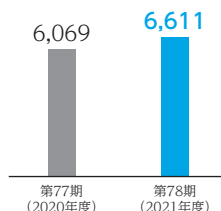
農業機械部門

部門内売上高構成比



売上高

(単位：百万円)



国内売上高は、国の畜産クラスター事業*の採択が一定程度進んだことによる高品質な国産飼料増産と食料自給率の向上に寄与するエサづくり関連作業機（可変径ロールベアラ、細断型ホールクロップ収穫機等）の伸張や、集草作業機ツインレーキのシリーズ化および有機肥料散布機ミックスソーワ等の新製品投入効果もあり、増収となりました。また、海外売上高は、感染症の影響により営業活動の縮減が続いたものの、新製品投入効果や中国向けの部品受注の増加、オンライン展示会の活用効果等により増収となりました。

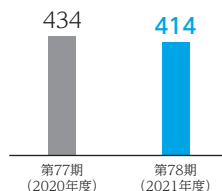
農業機械部門全体の売上高は66億11百万円と前事業年度に比べ8.9%の増収となりました。

* 畜産クラスター事業…政府による畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業

軸受部門

売上高

(単位：百万円)



得意先からの受注の減少により、売上高は4億14百万円と前事業年度に比べ4.7%の減収となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は、2億11百万円であります。

その主なものは、業務効率の改善に向けた新生産管理システムの導入（1億55百万円）であります。

③ 資金調達の状況

当事業年度における資金調達の状況につきましては、特記すべき事項はありません。

④ 対処すべき課題

主力の農業機械事業におきましては、国内農業の構造的な問題に加え、原材料を中心とした資材高騰等の影響が顕在化しており、軸受事業におきましては、引続き産業界全体の設備投資の動向が変動要因となってくるものと考えます。

農業機械事業における国内市場については、食料自給力の維持向上に寄与し自給飼料増産に貢献する「細断型シリーズ」を主力とした畜産・酪農市場向けの製品のシェア拡大や、国の環境政策として食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」に基づく有機農業取組面積拡大目標に向けた有機肥料散布機等の土づくり関連機種を中心に、畑作・果樹市場へ向けた地域戦略の実行と新製品投入によるシェア拡大に努めてまいります。さらに、多くの新技術が社会に浸透していく中、「スマート農業」に対応する新たなＩＣＴ技術の開発と新製品の市場投入にスピードを上げて取り組み、ブランド力の向上とシェア拡大に努めてまいります。また、海外市場についても、感染症の影響により市況低迷が続くと見込まれておりますが、既存市場であるヨーロッパ、アジア地域ともに市場ニーズを捉えた製品提案による販売拡大やオンライン展示会等を活用した新規市場における販路拡大にも取り組んでまいります。

軸受事業については、徹底した納期・品質管理のもと、生産性向上をはかり引き続き受注回復に取り組んでまいります。

利益面におきましては、資材高騰や人件費の増加、試験研究費の増加が見込まれますが、人材の早期戦力化や生産性の向上、業務効率の改善に努め、一層の原価低減活動によって収益力の向上をはかってまいります。

また、サステナビリティとして、環境負荷軽減につながる製品の開発や設備投資・DXを推進し、従業員の健康維持や労働環境の向上にむけた働き方改革の実践等の具体的課題を通して持続可能な事業活動へ継続的に取り組んでまいります。

なお、2022年4月から創業110周年を見据えた中期経営計画「Offensive110」の最終事業年度となるファイナルステージ（2022年4月から2023年3月まで）を迎え、

「やり切る信念 更なる挑戦 次代へつなぐ Offensive110」
をスローガンに、次のビジョンを掲げております。

中期経営計画「Offensive110」 (2013年4月から2023年3月まで)

企業ビジョン

ものづくりを核として、社会に貢献できる企業を目指します。

〔企業信頼〕

グローバルニッチであっても、競争力・提案力をつけ一流企業を目指します。

〔社会貢献〕

独自の価値観による商品提案で社会貢献を目指します。

〔顧客満足〕

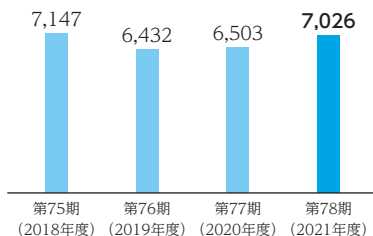
最高の商品とサービスを創造し、お客様に真の満足を提供します。

これらを達成するため常に「攻撃的・戦略的に攻める」を実践、実行してまいります。

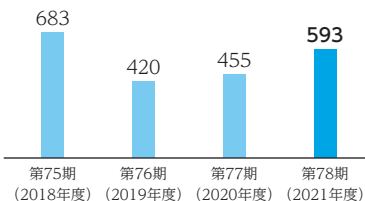
株主の皆様におかれましては、何卒一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産および損益の状況の推移

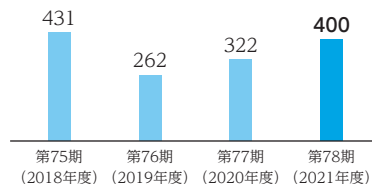
売上高 (単位: 百万円)



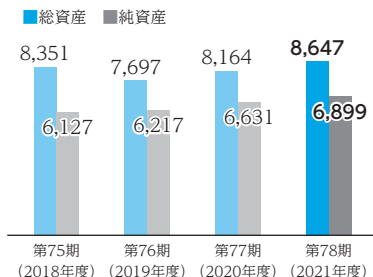
経常利益 (単位: 百万円)



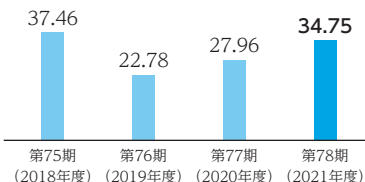
当期純利益 (単位: 百万円)



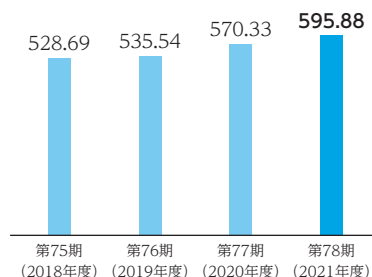
総資産/純資産 (単位: 百万円)



1株当たり当期純利益 (単位: 円)



1株当たり純資産 (単位: 円)



区 分	第 75 期 (2018年度)	第 76 期 (2019年度)	第 77 期 (2020年度)	第 78 期 (当事業年度) (2021年度)
売上高 (百万円)	7,147	6,432	6,503	7,026
経常利益 (百万円)	683	420	455	593
当期純利益 (百万円)	431	262	322	400
1株当たり当期純利益	37円46銭	22円78銭	27円96銭	34円75銭
総資産 (百万円)	8,351	7,697	8,164	8,647
純資産 (百万円)	6,127	6,217	6,631	6,899
1株当たり純資産	528円69銭	535円54銭	570円33銭	595円88銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社は、農業機械およびその他機械の製造、販売ならびに軸受加工を行っております。

		主 要 品 目
農 業 機 械	土 づ くり 関 連 機 作 業	（肥料散布作業機） ライムソーワ、ミックスソーワ、フレコンライムソーワ、フルーツキャスタ、グランドエース、ブロードキャスタ、コンポキャスタ、自走コンポキャスタ、ブレンドキャスタ、ブレンドソーワ （堆肥散布、尿散布作業機） マニアスプレッダ、パワープッシュマニア、自走マニアスプレッダ、バキュームカ、スラリータンカ
	エ サ づ くり 関 連 機 作 業	（播種作業機） ジェットシーダ （牧草刈取り作業機） フィンガーモア、ディスクモア、モアコンディショナ、フロントモア、バタフライモア、フロントモアコン （牧草・ワラ拡散、反転、集草作業機） ロータリテッダ、ロータリレーキ、ツインレーキ、コンビレーキ （牧草・ワラ梱包、ラッピング作業機） 自走小型ロールベアラ、自走ロールベアラ、ミニロールベアラ、クローラロールベアラ、パワーロールベアラ、パワーカットロールベアラ、可変径ロールベアラ、自走ラップマシン、ミニラップマシン、オートラップマシン、フルオートラップマシン、リモコンラップマシン、コンビラップマシン （運搬作業機） プッシュオフトレアラ
	細 断 型 シ リ ー ズ	（飼料用トウモロコシ・牧草・ワラ梱包、ラッピング作業機） 細断型ロールベアラ、細断型コンビラップ （自走式飼料イネ・飼料刈取り・梱包作業機） 細断型ホールクロップ収穫機、汎用型微細断飼料収穫機
	除 雪 そ の 他	（除雪、整地、融雪剤散布作業機） リヤグレーダ、スノーブロー、融雪剤散布車 （除雪剤散布、防除、雑草刈取り、飼料用穀物粉碎、給餌、果樹園用枝処理作業機等） eポート、スプレーヤ、ブームモア、オフセットシュレッダ、ミリングマシン、自走給餌車、ロールカッタ、バールフィーダ、バールチョッパ、バールカッタ、プランチシュレッダ
	軸 受 加 工	大型ベアリング旋削、転子旋削研磨

(5) 主要な営業所および工場 (2022年3月31日現在)

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社 ・ 工 場	三 重 県 名 張 市	東 北 営 業 所	岩 手 県 紫 波 郡 矢 巾 町
札 幌 工 場	北 海 道 札 幌 市	南 東 北 営 業 所	宮 城 県 黒 川 郡 大 衡 村
札 幌 営 業 所	北 海 道 札 幌 市	関 東 営 業 所	栃 木 県 小 山 市
豊 富 営 業 所	北 海 道 天 塩 郡 豊 富 町	関 西 営 業 所	三 重 県 名 張 市
北 見 営 業 所	北 海 道 北 見 市	中 国 営 業 所	岡 山 県 津 山 市
中 標 津 営 業 所	北 海 道 標 津 郡 中 標 津 町	九 州 営 業 所	福 岡 県 八 女 郡 広 川 町
帯 広 営 業 所	北 海 道 河 西 郡 芽 室 町	南 九 州 営 業 所	宮 崎 県 都 城 市

(6) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
270名	1名増	40.8歳	16.0年

(注) 従業員数は就業人員です。なお、パートタイマーは含んでおりません。

(7) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 南 都 銀 行	30百万円
株 式 会 社 三 十 三 銀 行	30百万円
株 式 会 社 中 京 銀 行	10百万円

(注) 株式会社第三銀行は、2021年5月1日付で株式会社三重銀行と合併し、商号を株式会社三十三銀行に変更いたしました。

(8) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 50,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 14,000,000株（自己株式2,506,217株を含む。）
- (3) 株主数 4,023名
- (4) 大株主（上位11名）

株主名	持株数	持株比率
タカキタ持株会	1,842千株	16.0%
株式会社クボタ	660千株	5.7%
タナシン電機株式会社	630千株	5.5%
株式会社南都銀行	569千株	5.0%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	522千株	4.5%
株式会社三十三銀行	500千株	4.4%
タカキタ従業員持株会	449千株	3.9%
三井住友信託銀行株式会社	400千株	3.5%
ヤンマーアグリ株式会社	380千株	3.3%
S M B C 日興証券株式会社	344千株	3.0%
井関農機株式会社	300千株	2.6%

- （注） 1. 当社は、自己株式を2,506,217株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	松 本 充 生	
専 務 取 締 役	沖 篤 義	管理本部担当
取 締 役 常 務 執 行 役 員	益 満 亮	製造開発本部長 山東五征高北農牧機械有限公司 副董事長
取 締 役 執 行 役 員	梨 原 弘 勝	軸受部・品質保証室担当 兼 経営企画室長
取 締 役 執 行 役 員	藤 澤 龍 也	海外営業本部担当 兼 営業本部長 兼 本 州営業部長
取 締 役（常勤監査等委員）	松 村 篤 樹	
取 締 役（監査等委員）	沖 恒 弘	岩崎通信機株式会社社外取締役
取 締 役（監査等委員）	服 部 永 次	
取 締 役（監査等委員）	高 階 貞 男	

- (注) 1. 取締役（監査等委員であるものを除く。）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに他の監査等委員への情報提供、重要書類閲覧による内部統制システムの監視、内部監査室や会計監査人と監査等委員会との十分な連携を可能とし、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、松村篤樹氏を常勤の監査等委員として選定しております。
2. 取締役（監査等委員）のうち、沖恒弘氏、服部永次氏および高階貞男氏は、社外取締役であります。なお、当社は株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所に対して、沖恒弘氏、服部永次氏および高階貞男氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
3. 取締役（監査等委員）沖恒弘氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）服部永次氏は社会保険労務士の資格を有しており、人事・労務管理および社会保険に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役（監査等委員）高階貞男氏は弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当事業年度における取締役の退任は次のとおりです。
取締役執行役員川口芳巨氏および取締役（監査等委員）桐越昌彦氏は、2021年6月21日開催の第77回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、監査等委員である者を含む取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

なお、その保険料は、全額当社負担としております。

(4) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

当社は、取締役会において、取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について監査等委員会へ諮問し、答申をうけております。

取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、定められた役員報酬要領（役員報酬基準）に基づき代表取締役が作成した取締役報酬案に対し、監査等委員会がその原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会も監査等委員会からの答申が反映されていることを確認しているため、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

また、監査等委員である取締役の個人別の報酬につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査等委員の協議によって固定報酬を決定し、代表取締役に報告します。

取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社は取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関して「経営感覚に優れ、企業方針を実践する優秀な人材を確保できる、競争力のある報酬体系」「短期および長期の企業業績との連動性を重視し、持続的な企業価値向上を動機付ける報酬体系」「株主をはじめとするステークホルダーに対し説明責任を果たせる透明性、公正性、合理性の高い報酬体系」を方針として定めております。

b. 基本報酬（固定報酬）に関する方針

経営監督・業務執行を担う職務に対する対価として固定報酬を支給しております。

c. 業績連動報酬等（変動報酬）に関する方針

短期および中期の企業業績との連動性を重視し、持続的な企業価値向上を動機付ける報酬体系とすることを目的として、一定期間における業績の達成度、変化度を評価して変動報酬を支給しております。

d. 報酬等の割合に関する方針

取締役報酬は、基本報酬としての固定報酬と業績に係る変動報酬の割合を概ね8：2とし、さらに変動報酬を「業績評価」と「業績連動」に区分し評価、決定しております。

「業績評価」は、経営管理に対する活動について、事業計画に対する売上高、営業利益、営業利益率、ROEの達成度により評価する「全体的活動評価」と担当部門における部門管理、計数管理等により評価する「担当部門活動評価」により構成されます。

「業績連動」は一定期間の売上高、当期純利益から算出した掛率により評価されます。

e. 非金銭報酬等に関する方針

報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより一層強めることにより、取締役が中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高める報酬体系とすることを方針とし、株式報酬型ストックオプションを支給しております。

f. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

決定された報酬額は年俸とし、その支給時期は株主総会において選任された日の翌月から任期満了の月まで、12カ月にわたって定期同額で月額報酬として支給しております。

g. 報酬等の決定の委任に関する事項

当社では、a～eの方針を踏まえ、役員報酬要領および役員報酬基準に基づき代表取締役が作成した取締役報酬案について、透明性および客観性を確保するため監査等委員会の答申を受けた上で、取締役会で決定しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

役 員 区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員であるものを除く。)	67,929	50,800	6,767	10,362	6
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	18,600 (8,100)	18,600 (8,100)	—	—	5 (4)
合計 (うち社外取締役)	86,529 (8,100)	69,400 (8,100)	6,767 (—)	10,362 (—)	11 (4)

- (注) 1. 上表には、2021年6月21日開催の第77回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員であるものを含む。）2名を含んでおります。
2. 上表のほか、当事業年度に退任した取締役1名に対し、2008年6月27日開催の定時株主総会において決議された「役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給」による退職慰労金600千円を支給しております。
3. 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 業績連動報酬等に係る業績指標は売上高、営業利益、営業利益率、ROEの事業計画値に対する達成率および売上高、当期純利益の増減率であります。当事業年度を含む業績の実績値の推移は「1. 会社の現況に関する事項 (2)財産および損益の状況の推移」に記載のとおりです。
これらの指標を選択した理由は、指標が客観的な経営指標であること、指標等に関連する会社方針の浸透度や目標達成割合、課題の改善状況を一定の基準により計数評価できるためであります。当社の業績連動報酬（変動報酬）は、職位別の基準額に対し各指標の事業計画達成率（業績評価）および売上高・当期純利益の一定期間の前年比増減から算出した掛率（業績連動）を乗じたもので算定されております。
5. 非金銭報酬等の内容は株式報酬型ストックオプションであります。
また、当事業年度における交付は「会社の新株予約権等に関する事項」（インターネット開示）に記載しております。
6. 当社では2015年6月26日開催の定時株主総会において監査等委員であるものを除く取締役の金銭報酬限度額を月額6,700千円以内（使用人部分を除く。）と決議しております。なお、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数は5名です。
また、金銭報酬とは別枠で、2016年6月29日開催の定時株主総会において、ストックオプション報酬額として月額16,500千円以内、新株予約権数の上限を年330個以内、各新株予約権の目的である株式の数を100株（監査等委員および社外取締役は付与対象外）と決議しております。
当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員および社外取締役を除く）の員数は5名です。
7. 監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2015年6月26日開催の定時株主総会において月額3,000千円以内と決議しております。なお、当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。
8. 取締役会は、代表取締役社長に対して各取締役（監査等委員であるものを除く。）の担当部門の部門活動および業績等を踏まえた評価を委任し、代表取締役社長による評価が適切に行き渡るよう、監査等委員会による内容の精査と答申を受けた上で、最終的に取締役会で取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等を決議しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役(監査等委員)沖恒弘氏は、岩崎通信機株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

② 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係
該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役（監査等委員） 沖 恒 弘	当事業年度の任期中に開催された取締役会16回のうち16回、監査等委員会19回のうち19回全てに出席いたしました。 経営陣から独立した客観的立場と、公認会計士および税理士としての財務および会計に精通した専門的知見から、基幹システム更新や税務・会計手続に関する助言等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために、業務執行やリスクマネジメント、内部統制に関する助言と提言を適宜行っております。また、監査等委員会において内部監査に関する状況、内部統制システムの状況、重要な会計処理の判断に関する状況などについて、積極的に報告を求め、意見を述べております。
社外取締役（監査等委員） 服 部 永 次	当事業年度の任期中に開催された取締役会16回のうち16回、監査等委員会19回のうち19回全てに出席いたしました。 長年にわたる金融機関における経験と社会保険労務士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、労務管理を中心に業務執行に関する助言・提言を行っております。また、監査等委員会において内部監査に関する状況、内部統制システムの状況、重要な労務管理手続きの判断に関する状況などについて、積極的に報告を求め、意見を述べております。
社外取締役（監査等委員） 高 階 貞 男	2021年6月21日就任以降、当事業年度の任期中に開催された取締役会12回のうち11回、監査等委員会12回のうち11回出席いたしました。 経営陣から独立した客観的立場と、弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために、業務執行やガバナンスに関する助言・提言を行っております。また、監査等委員会において内部監査に関する状況、内部統制システムの状況、重要なコンプライアンスの判断に関する状況などについて、積極的に報告を求め、意見を述べております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 26,000千円

② 会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

26,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、取締役、社内関係部署および会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況の相当性、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨および解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,074,629	流動負債	1,507,029
現金及び預金	1,204,439	支払手形	5,264
受取手形	110,987	電子記録債	502,242
電子記録債権	1,137,763	買掛金	354,762
売掛金	996,795	短期借入金	70,000
商品及び製品	781,851	未払金	54,712
仕掛品	139,389	未払費用	162,286
原材料及び貯蔵品	321,661	未払法人税等	151,283
前払費用	11,812	未払消費税等	13,865
未収入金	365,848	契約負債	38,218
前渡金	2,709	賞与引当金	113,945
その他の流動資産	1,371	リース負債	6,882
固定資産	3,572,891	その他の流動負債	33,566
有形固定資産	2,043,713	固定負債	240,866
建物	1,010,610	長期預り保証金	11,088
構築物	84,910	リース負債	22,691
機械及び装置	299,783	退職給付引当金	175,923
車両運搬具	3,403	役員退職慰労引当金	4,100
工具器具備品	55,792	繰延税金負債	27,062
土地	559,638	負債合計	1,747,896
リース資産	29,574	(純資産の部)	
無形固定資産	209,475	株主資本	6,427,592
ソフトウェア	209,475	資本金	1,350,000
投資その他の資産	1,319,702	資本剰余金	832,196
投資有価証券	956,791	資本準備金	825,877
出資金	7,260	その他の資本剰余金	6,319
関係会社出資金	152,512	利益剰余金	4,894,888
その他の投資	203,805	利益準備金	204,500
貸倒引当金	△666	その他の利益剰余金	4,690,388
資産合計	8,647,520	別途積立金	4,200,000
		繰越利益剰余金	490,388
		自己株式	△649,492
		評価・換算差額等	421,342
		その他有価証券評価差額金	420,717
		繰延ヘッジ損益	625
		新株予約権	50,689
		純資産合計	6,899,624
		負債純資産合計	8,647,520

損 益 計 算 書

（ 2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで ）

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	7,026,073
売 上 原 価	4,828,896
売 上 総 利 益	2,197,177
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,667,410
営 業 利 益	529,766
営 業 外 収 益	70,354
営 業 外 費 用	6,793
経 常 利 益	593,327
特 別 利 益	542
固 定 資 産 売 却 益	542
特 別 損 失	2,644
固 定 資 産 廃 棄 損	142
減 損 損 失	2,502
税 引 前 当 期 純 利 益	591,225
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	177,608
法 人 税 等 調 整 額	13,475
当 期 純 利 益	400,142

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

株式会社 タ カ キ タ
取締役会 御中

有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人
名 古 屋 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 岩 田 国 良
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大 橋 敦 司
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タカキタの2021年4月1日から2022年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第78期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（会社の内部統制に係る体制全般）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に基づき、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、会社の内部監査部門と連携の上、取締役会その他重要会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、監査等委員会を定期的に開催し審議しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

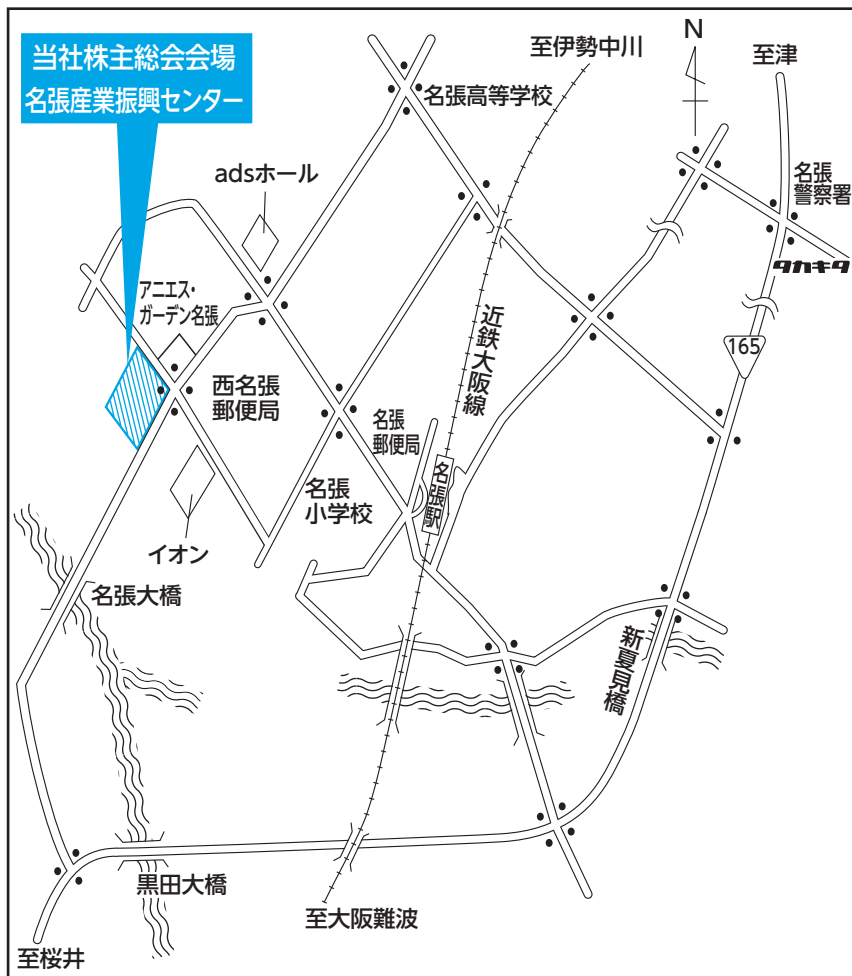
株 式 会 社	タ カ キ タ	監 査 等 委 員 会	
常 勤 監 査 等 委 員	松 村 篤 樹	⑩	
監 査 等 委 員	沖 恒 弘	⑩	
監 査 等 委 員	服 部 永 次	⑩	
監 査 等 委 員	高 階 貞 男	⑩	

(注) 監査等委員沖恒弘、服部永次、高階貞男は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

三重県名張市南町822番地の2 名張産業振興センター 1階多目的ホール
近鉄大阪線 名張駅より徒歩約13分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

